

○香川県公安委員会公告 132 号

技能検定員審査及び教習指導員審査の実施について

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 99 条の 2 第 4 項第 1 号イ及び第 99 条の 3 第 4 項第 1 号イ並びに技能検定員審査等に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第 3 号。以下「規則」という。）の規定に基づき、技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）並びに自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）を次のとおり実施するので公示する。

令和 8 年 8 月 7 日

香川県公安委員会委員長 上 枝 康

1 技能検定員審査及び教習指導員審査の種類、日程等

(1) 審査の種類

大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許、大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許、牽引免許、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許について実施する。

ただし、大型自動二輪車免許、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許の審査については、自動車安全運転センター中央研修所での当該免許に関する課程を修了した者とする。

(2) 審査の日程

ア 第一種免許

審査区分	審査日	審査細目
技能検定員 審査	令和 8 年 9 月 16 日	・ 運転技能の評価方法に関する知識
	令和 8 年 9 月 17 日 から 10 月中旬までの 指定した日	普通・準中型・中型・大型・大特・牽引・ 普自二に係る ・ 自動車の運転技能 ・ 運転技能に関する観察及び採点 普通に係る 技能検定実施に関する知識（面接）

教習指導員 審査	令和 8 年 9 月 16 日	・ 教則の内容、運転に関する知識 ・ 教習所に関する法令の知識 ・ 指導員として必要な教育の知識
	令和 8 年 9 月 17 日 から 10 月中旬までの 指定した日	普通・準中型・中型・大型・大特・牽引・普 自二に係る ・ 自動車の運転技能 普通・普自二に係る ・ 技能教習に必要な教習の技能(問答) 普通に係る ・ 学科教習に必要な教習の技能(面接)

イ 第二種免許

審査区分	審査日	審 査 細 目
技能検定員 審査	令和 8 年 9 月 16 日	・ 旅客自動車運送事業等に関する知識 ・ 運転技能の評価方法に関する知識
教習指導員 審査	令和 8 年 9 月 17 日	・ 旅客自動車運送事業等に関する知識

(3) 審査の場所

香川県高松市郷東町 587 番地 138

香川県警察本部運転免許センター

(4) 審査の実施要領

審査方法は、規則第 4 条及び第 12 条に定める基準により実施する。

審査方法及び合格基準は、別表のとおりとする。

2 受審資格等

(1) 欠格事由

技能検定員審査を受ける者は法第 99 条の 2 第 4 項第 2 号の規定に、教習指導員審査を受ける者は法第 99 条の 3 第 4 項第 2 号の規定に該当しない者であること。

(2) 基本車種からの受審

新たに技能検定員又は教習指導員の審査を受けようとする者は、普通自動車免許から審査の申請を行うこと。

3 申請に必要な書類等

(1) 審査申請書

規則別記様式第 1 号に定める審査申請書（写真を貼付すること。） 1 通

(2) 運転免許証の写し（表面及び裏面を 1 枚にコピーすること。） 1 通

(3) 手数料

指定する納付書（別記様式第 7 号は技能検定員、別記様式第 7 号の 2 は教習指導員）に香川県証紙を貼付し、納入すること。

(4) 履歴書（審査細目のうち、技能検定実施に関する知識・学科教習に必要な教習の技能（面接式）審査の受審者のみ必要。用紙は市販の用紙で可、写真不要）

(5) 運転記録証明書（審査細目のうち、技能検定実施に関する知識・学科教習に必要な教習の技能（面接式）審査の受審者のみ必要。自動車安全運転センター発行の過去 5 年間のもの） 1 通

(6) 審査細目の一部免除を受ける場合に必要となる書類

ア 現に有する資格により審査細目の一部免除を受ける場合

(ア) 技能検定員の資格者証の交付を受けた者

技能検定員資格者証(普通)の写し

(イ) 教習指導員の資格者証の交付を受けた者

教習指導員資格者証(普通)の写し

イ 国家公安委員会が指定する講習を修了していることにより一部免除を受ける場合

過去 1 年以内に、自動車安全運転センター中央研修所が発行した修了証明書の写し

4 申請の受付期間

令和 8 年 8 月 12 日（水）から同月 21 日（金）までの間（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）

5 申請書の提出先及び問い合わせ先

香川県警察本部交通部運転免許課 教習所係

電話 087-881-0645

音声ガイダンス①（内線 212）

別表

審査方法及び合格基準

区分	審査細目	審査方法 (制限時間)	合格基準
技能 検 定 員 審 査	・自動車の運転技能	技能試験に準じる	90 点以上
	・運転技能に関する観察及び採点技能	技能試験に準じる	95 点以上
	・教則の内容、運転に関する知識	正誤式（60 分）	95 点以上
	・教習所に関する法令の知識	正誤式（60 分）	95 点以上
	・技能検定実施に関する知識	面接式	95 点以上
	・自動車の運転技能の評価方法に関する知識	論文式（90 分）	95 点以上
	・旅客自動車運送事業等関係法令知識 （二種）	正誤式（60 分）	95 点以上
	・運転技能の評価方法に関する知識 （二種）	論文式（90 分）	95 点以上
教 習 指 導 員 審 査	・自動車の運転技能	技能試験に準じる	85 点以上
	・技能教習に必要な教習の技能	面接式（問答）	80 点以上
	・学科教習に必要な教習の技能	面接式	80 点以上
	・教則の内容、運転に関する知識	正誤式（60 分）	95 点以上
	・教習所に関する法令の知識	正誤式（60 分）	95 点以上
	・指導員として必要な教育の知識	論文式（90 分）	80 点以上
	・旅客自動車運送事業等関係法令知識 （二種）	正誤式（60 分）	95 点以上